

經濟論叢

第七十九卷 第五號

町村合併の「都市型」と「農村型」……………島 恭 彦 1

ドイツ帝国主義と財政改革問題……………大 野 英 二 17

「ケットの反乱」について……………松 村 幸 一 43

昭和三十三年五月

京都大學經濟學會

四四頁後から五行目 一九五四年

四六頁後から五行目 (一九四八年六月一日)

「ケットの反乱」について

——本源的蓄積期の農民闘争——

は し が き

松 村 幸 一

十六世紀のイングランドでは、牧羊囲込みと農民追放をはげしく非難する世論がおこり、多くの農民蜂起が生じた。なかでも、一五三六年の「恩寵の巡礼」Pilgrimage of Grace以後、もっとも広汎な騒動をみたのは、エドワード六世の治世(一五四七—五三年)である。一五四八年に摂政サマセット公が任命した調査委員会の活動をもってしても(むしろ、その不活動のために)、騒動の拡大をおさえることができず、一五四九年には、イングランドの中南部諸州のほとんどが一揆の渦中にあった。十六世紀中葉の囲込み運動をめぐるこれらの農民闘争は、ほかならぬ「資本制的生産様式の基礎を創造した変革の序曲」すなわち本源的蓄積の開始にたいして農民層がどのように対応したかを示すものである。とくにノーファーク州においてロバート・ケット Robert Kett が指導したいわゆる「ケットの反乱」(Kett's Rebellion)は、二九項目にわたる要求をかかげて、もっとも組織的かつ大規模に展開された闘争であり、本源的蓄積期における農民層の対応を、もっともはっきり示しているとみられる。以下、反乱

の経過、攻撃者と被攻撃者、農民層の要求を検討して、この農民闘争の性格を考えてみたい。

- (1) 『恩寵の巡礼』については、富岡次郎『恩寵の巡礼の歴史的 성격について』史林一九五六年第二、第三号参照。
- (2) 一四八五年から十七世紀のブルジョア革命にいたる絶対王制期の農民闘争の全般的な考察としては、角山榮『イギリス絶対主義下の農民一揆に関する一試論』ヒストリア第一四号参照。

一 反乱の経過

二ヶ月のあいだにはほとんどノーファーク州の全体をまきこんだこの反乱は、局地的なうちこわし騒動にはじまり、ついで農民軍を形成して州の中心都市ノリッジをおとしいれ、最後に、絶対王制の武装権力と直接対決するという発展過程をたどる。

- (1) 以下、反乱の具体的事実については、主として Victoria County History, Norfolk, Vol. II, 1906 (以下 V. C. H. と略) J. Clayton, *Leaders of the People*, 1910; A. F. Pollard, *Political History of England*, Vol. VI, 1910; S. T. Bindoff, *Kett's Rebellion 1549, 1949*; L. M. Kett, *Ketts of Norfolk, A Yeoman Family*, 1921. など。

一九五四年六月二十日、南ノーファークのアトルバア Attleborough およびエクルス Eccles とウィルビ Wilby 周辺の農民は、ウィルビのあるマナーの領主によって囲込まれた入会地 (commons) の垣を破壊した。このような囲込みをめぐる局地的なあらざいはすでに二、三十年前からノーファークの各地でくりかえされていたことであって、一村落に点火された口火が州全体にもえひろがる条件はすでに成熟していたとみることができるとは、七月六日から八日にかけて、セント・トーマスの昇天祭のためにウィモンダム Wymondham に集まった人びとは、この町

の周辺で囲込みをしていた地主たちを攻撃はじめ、モリーーのホバート Hobart of Morley やジョン・フラワデ John Flowerdew が囲込んでいた土地を開放した。このとき、フラワデは農民たちに金をあたえ、かねて反目しあっていたワイモンダムのロバート・ケットを攻撃するようにそのかした。ところが、農民たちの攻撃をむかえたケットは、自ら自分の囲込み地を開放して農民の陣営に参加するにいたった。局地的なうちこわし騒動が十六世紀最大の農民闘争へと発展するきっかけはこのようなものであった。

- (2) ビンドフは一五二〇年、三九年、四〇年、四四年、四八年、四九年四月の事例をあげている (Bindoff, op. cit. pp. 7, 9). 一五四〇年には、スワッフアム Swaffham で、一万人を動員してジェントルマンを絶滅しようといくわだてたものがあらわれたといえらる (V. C. H. p. 494).

- (3) 六月二十日の蜂起は、おそらく自然発生的なものであったとみられるが、それから二週間のあいだに、「秘密の集会がもよぎれたとおもわれ」、「昇天祭を記念してワイモンダムでもよされた芝居は、不平分子の別の集会のための口実であり」、「指導者たちが、集まった人びとと会合をひらいた」(V. C. H. p. 495) ことが事実とすれば、ケットが参加する以前に、運動が計画的にすすめられていたのではないかとおもわれる。

ロバート・ケットを指導者にして陣容をととのえた農民軍は、七月十日、ワイモンダムを出発しノリッジにむかって北東にすすむ。かれらはみちすじの囲込みをうちこわしながらすすんだ。ジョン・コーベット John Corbet というジェントルマンが国王から(おそらく修道院解散の結果)下賜されて、鳩舎にしていたマリア礼拝堂が焼きはらわれた。州長官のサー・エドマンド・ウィングダム Sir Edmund Wyndham の解散命令も無視された。農民軍は「反乱者の苦情」(Rebels' Complaint)を発表して蜂起をよぎなくされた理由を説明した(後述)。

七月十二日、農民軍はノリッジの東にあるマウスホールド・ヒース Mousehold Heath に到着し、ここに陣をし

いた。農民軍の到着を前にしたノリッジの市内では、反応は二つにわかれた。市長や助役によって代表される市の支配者層は、農民軍が市内を通過することを拒否し、政府に鎮圧軍の派遣を要請した。他方、下層市民は、この機会に、囲込まれていた以前の入会地 Toward Close を開放しようとたちあがりかけていた。このような情勢のもとで、都市支配者層が、ただちに農民軍に挑戦することは、あきらかに不利であった。市長や助役は、自ら農民軍の陣營をたずねて、おもてむきは協調的な態度を示し、農民軍が国王に出す請願書には、ケットとならんで署名さえした。⁶⁾ところが、一九項目にわたる要求をかかげたこの請願書(後述)にたいする国王ならびに政府の態度は、一時のがれのものにすぎなかった。すなわち、国王の使者がマウスホールドにもたらした返事は、農民軍の解散を条件として、請願の趣旨は十月の議会で考慮してやろう、ということであった。農民の要求を一時は認めて時をかぜぎ、約束を信じて解散しようとする農民軍を鎮圧すること、このような方法は、かつて封建イングランドをゆり動かした一三八一年の農民反乱にさいして、リチャード二世とその政府がとった方法でもあった。しかし十六世紀の農民は、もはやかんたんに口約束を信ずるほどおろかではなかった。国王の使者は、さらに、農民たちが解散すれば恩赦をあたえようという国王の約束をつたえたが、かれらはこのよびかけをも拒否した。ケットをはじめ農民たちは囲込みをおさえるために国王が發布した布告(一九四八年六月一日)の意図を、自分たちの行動によって実現しようと考えていたのである。したがって、その行動によって国王にたいする「真の臣民の義務」をつくそうとしたものに、罪人のうけるべき恩赦があたえられるというのはかれらの納得できないことであった。⁷⁾こうして解散の勧告とその拒否がくりかえされた結果、国王の使者をいたたくノリッジ市当局と農民軍とのあいだに戦闘がはじまった。しかし、この戦闘は、七月二二日にノリッジが農民軍に制圧されるという結果におわった。

(4) Bland, Brown and Tawney (ed.), *English Economic History, Select Documents*, p. 250. (以下 E. H. 略)

ロバート・ケットとともに市長 Thomas Cod 助役 Thomas Aldrich が署名している。

(5) 一三八一年のスローガン「リチャード二世と真の人民」という言葉は、農民の国王にたいする信頼感をあらわしているが、十六世紀の農民も、国王が自分たちの味方であるという意識をもちつづけた。後述諸願書の第二七、二八項参照。

こうしてノリッジをおさえた農民軍の組織と規模は、ほとんどノーファクの全体におよぶものであった。かれらはマウスホールで州会を組織し、囲込みをしていたジュントルマンを審問して投獄したといわれるが、この州会は、ノーファク州三郡のうち二四郡から各郡二人ずつの代表と、サファク州の代表によって構成される自治組織であった。代表を出していない八郡のうち七郡までが、州の南西部に属していた。それゆえ、南西部をのぞくノーファクの三分の二以上の地域とサファクの一部の人びとが、組織されていたことがわかるのである。ウイモンダムからノリッジへ進んだ主力部隊のはかに、西北部で蜂起しリンリンの攻略に失敗した人びとがマウスホールに合流し、東部では、ヤーマス Yarmouth で蜂起した人びとが、サファク北部の人びとといっしよに、マウスホールへ集結した。こうして、七月十二日にマウスホールへ到着したときには、その勢力は二千六百人をこえなかったが、一週間後には、各地から集まった一万六千ないし二万人の大部隊になっていたのである。

(6) Bindoff, *op. cit.* pp. 18-19. ビンドフは、この南西部がノーファクでもっとも貧しく、人口密度が稀薄であったこと、したがって、土地をめぐる闘争の条件がなかったと説明している。

こうして、闘争は最後の段階をむかえる。チューダー王朝の政府は、今やついに鎮圧軍を派遣して農民軍と対決しなければならなくなった。しかし、まず七月三十日に、ノリッジに派遣された千数百人のイタリア人部隊は、

農民軍のはげしい抵抗にあい、指揮者のノーサンプトン侯は殺され、敗走をよぎなくされた。事象の容易でないことを知った政府は、八月の第二週に入つて、ノーファク周辺の諸州に徴兵の命令を出し、枢密顧問官ウォリック伯ジョン・ダドリー John Dudley は、自ら一万数千の鎮圧軍をひきいて、八月二十四日にノリッジに入った。はげしい戦闘がふたたびはじめられた。農民軍は、一時優勢であつたが、二六日、千数百人のドイツ人部隊があつたに到着し、二七日は最後の決戦となつた。マウスホール下の陣地をすて、ノリッジとの間をへだてる谷間になだれこんだ農民軍は、はげしい抵抗をこころみたけれども、鎮圧軍の砲火の的となり槍騎兵の突撃に屈伏せざるをえなかつた。この戦闘で農民軍の死者は三千人をこえたといわれる。ロバート・ケットとその兄ウィリアムは逃亡したが、まもなく捕えられた。憎しみに興奮したジェントルマンたちは、武器をすてた農民の大量処刑をさけび、かえつて農民をみんな殺したら誰が土地を耕やすのかと、ウォリック伯にたしなめられたといわれる。ロバートとウィリアムの兄弟は、その後叛逆の判決をうけて処刑された。

政府は、最初の蜂起から二ヶ月以上の後に、外国の傭兵の手を借りて、ようやく自国の農民を鎮圧することができたのであるが、このあと十月に、摂政サマセット公が失脚し、代つて鎮圧軍の指揮者ウォリック伯が枢密院のなかで指導権をにぎることになった。もともとウォリック伯は、サマセット公が一五四八年六月に任命した囲込み調査委員会の活動に反対する勢力のもつとも強力な代表であつた。農民闘争の發展とともに、ウォリック伯らのサマセット公に対する非難はつよまり、同時に、農民の味方であるかのようにみえていたサマセット公の態度も動揺していった。たとえば、四九年六月に、サマセット公は、囲込みを突力で開放したものに恩赦をあたえたが、他方、同年五月には非合法の集会を鎮圧する布告を出し、七月にも騒動鎮圧の指示を出した(E. Lamond [ed.], A Discourse

of the Common Weal of this Realm of England, 1929, Appendix to introduction, pp. xl-xli; J. D. Mackie, *The Earlier Tudors 1485-1558*, 1952, pp. 488-490.)。こういう過程のうちに、自ら指揮して農民軍を鎮圧したウォリック伯が、サマセット公と交代したということは、それまでまがりなりにもかかげられてきた農民保護政策が放棄されることを意味した。事実、囲込み禁止の法律は廃止され、むしろ奨励さえした(R. H. Tawney, *Agrarian Problem in the Sixteenth Century 1512*, p. 371; Mackie, op.cit. p. 506, n.2.)。したがって、農民の闘いが鎮圧され、ウォリック伯がサマセット公にとって代ってからの数年は、チューダー絶対王制が、その反農民的性格をもっとも露骨に示す時期となったのである。

二 攻撃者と被攻撃者

一五五〇年に、この反乱の原因について語ったロバート・クロウリー Robert Crowley は、この闘争の敵味方についても、かなりはっきりと要約している。農民側のいい分はこうだ、「大借地農、牧畜業者、金持の肉屋、法律家、商人、ジェントルマン、ナイト、貴族、それから何とよばいいか、利益さえあれば何でもする名前のない人間……が暴動の原因である！ かれらは、われわれから家をうばい、土地を買いとり、地代をたかめ、多額の(まったく法外な)一時金^{フアイズ}を取立て、われわれの入会地を囲込む！ 慣習も、法律や法令も、かれらの暴虐をやめさせることができないので、われわれには、生きてゆくすべもわからない。だから、われわれは、どうしてもかれらに反抗しないわけにはいかないのだ。」これに対して、どんな連中を代弁すれば、どんな答がでるであろうか。「百姓どもは豊かになりすぎ、たらふく食へておごりたかぶっている！ かれらはおのれを知らず、服従をわきまえず、

法を法とも思わない。かれらは、ジェントルマンがいなくなることをのぞみ、誰でも自分と同じようにし、万事共有にしようとのぞむ！……われわれが自分の土地からどれだけ地代を取立てたらよいかを、かれらが指図しようとする！……かれらは、われわれの獵園をうちこわし、われわれの放牧地を開放する！かれらは法律を自分で執行しようとする！王様を馬鹿にして、自分たちの請願を勅許してもらいたいと強要する。……何でも共有にしたいというのだから、かれらから一つのことらずとりあげてやろう。二度とふたたび騒いだり、ちよつとも徒党をくもうものなら戸口に吊してやろう！われわれのすることを農奴どもがつべこべいうのを、そのままにしておけとでもいうのか！とんでもない。われわれは、自分のものをもっている主人で、自分がよいと思うようにそれを利用するのだ！」クローリーはこのように書いている(R. H. Tawney and E. Power [ed.], *Tudor Economic Documents* [Ed. T. F. D. と略] Vol. III, pp. 57-58)。

農民のあいだからジェントルマンを攻撃する声は、闘争のなかで再三聞かれた。トーニーのいうように、ジェントルマン層すなわちジェントリが、ヨーマン以上貴族以下の土地所有者を中心として、さらに富裕な借地農、法律家、聖職者、医師、富裕な商人などから成っていたとすると(R. H. Tawney, *The Rise of the Gentry, in Essays in Economic History*, ed. by E. M. Carus-Wilson, 1954, p. 176)、クローリーのいうと、欲な連中も、ほとんどこのジェントリに属しているとみられる。農民の攻撃的となったものの中には、地主であると同時に法律家であったものが多いが、このことは、ジェントリがまた新貴族ともいわれるように、かれらが、十五世紀以降、土地財産をふやすための手段として、法律家になって訴訟を利用してきた成上りであったことを示している。こうして成上ってきたジェントルマンは、多くのばあい、治安判事をはじめ、チューダー絶對王制の地方官吏でもあった。かれらは、

修道院の解散を利用して、さらに土地財産をふやしたり土地投機機の利益をはかることができたし、また、利益のためには、地代をつり上げたり、農民を土地から追出して牧羊囲込みをおこなうこともできたのである。

(1) 囲込みを開放されたジョン・フラワデュー、モーリーののホバート、鳩舎を破壊されたジョン・コーベットは、みな法律家であり、おなじく、法律家の家柄に属するトーマス・ゴードン Thomas Gawdy は、農民軍のとりこになった (Bindoff, op. cit. p. 15.)。

(2) 十五世紀のノーファクでは、土地財産をふやすための訴訟沙汰がたえなかったもので、法律家の数を制限する法律がつくられたほどである。バストン家やウインダム家は、十五世紀を通じて興隆したジェントルマンの典型的な例であるが、その興隆の歴史は、訴訟沙汰ときりにはなせぬ (H. S. Bennet, *The Pastons and their England*, 1951. chap. I; H. A. Wynham, *A Family History*, 1410-1688, 1939, chap. I.)。

(3) 五人から成るノーファクの治安委員会のうち、四六人が、この地方のナイトおよびジェントルマンであった (Bindoff, op. cit. p. 16.)。

右にあげたジェントルマンの具体例は、農民軍に解散を命じた州長官のサー・エドマンド・ウインダムのばあいにもみられる (H. A. Wynham, op. cit. chap. I-IV)。ウインダム家の家系をたどると、その先祖は、十五世紀初期のノリッジの一市民にまでさかのぼることができる。しかし、ウインダム家は一四三六年に二つのマナーの土地をかうまで、土地財産を全くもたなかった。ところが、その後、一四三九年には、ノーファクの四〇シリング自由保有農によつて議会で選出され、結婚や訴訟を利用してさらに領地をふやし、一四八三年に治安判事となり、一四八七年にはナイトを与えられ、一五四七年、エドマンドの代に、ノーファクとサファクの州長官に任命されたのである。この間、一時国王に土地を没収されたことがあるが、ヘンリ八世に二、四五〇マークを支払ってこれを買ひもとし、ヨークシャのいくつかのマナーも千ポンドで手に入れていた。また、エドマンドの代には、六二八ポンド一

○シリングを支払って、解散された修道院の土地を手に入れることができ、こうして十六世紀の中頃にはいくつかのマナーの領主になっていたのである。また、エドマンドの父の死後、千頭の羊が残されたというから、その土地では牧羊経営もおこなわれていたと考えられる。ほかに、ケットの攻撃をうけたあるナイトのばあいも、相当の牧羊経営をしていたとみえ、二千頭の羊を農民軍に殺されたといわれる (Pollard, op. cit. p. 34)。

農民たちの手で囲込み地を開放されたジョン・フラワデューも法律家・役人であり、反乱の前年に、ノーファクの土地没收官 (escheator) をつとめていたといわれる (Bindoff, op. cit. p. 16)。また、かれは、一五五八年にレスター伯ロバート・ズドリー (鎮圧軍の指揮者ウオリック伯の息子) のウィングダムにおける代理人であったといわれるから (L. M. Ket, Ketts of Norfolk, p. 57)、おそらく、ウィングダムにあるマナーの土地の経営あるいは地代徴収権をゆだねられていたと考えられる。解散された教会の財産に対する、かれと他の教区民との態度のちがいは、非常に特徴的である。一五三九年に、ロバート・ケットをはじめウィモンダムの教区民は、解散された教会の建物を国王から買いもどして維持しようとしたが、フラワデューは、この建物をこわして屋根の鉛板や鐘をもち去り、教区民の憤激をかったといわれる (V. C. H. p. 283)。マリア礼拝堂が鳩舎にかえられたばあいと同じく、ここには、当時の農村共同体の秩序や慣習も、「利益さえあれば」大胆に破壊しようとする態度がみられる。

(4) 農民に攻撃されたジェントリの中には、クロウリーのいう大借地農、トリーニのいう富裕な借地農がふくまれるが、かれらが資本家的借地農であったかどうか、つまり、かれらのもとに賃労働・資本関係が成立していたかどうかは、その経営内容が不明であるから、断定することができない。フラワデューのばあいも、その農業および牧羊が、どんな経営形態をとっていたか、明らかでないが、領主の代理人というばあい、むしろ土地と地代徴収権を賃借する、吉岡昭彦氏のいわれる「総借地農」のような存在であったのではなからうか (吉岡昭彦『イギリス絶対王制成立期の農民層「分解」』福島大学『商学論集』第二三巻第

農民軍が直接攻撃をむけたのは、地方に住むジェントリに対してであつて、国王や枢密院に対してはむしろ信頼感をもっていたが、客観的には、ジェントリの頂点に枢密院の貴族たちがいたのである。修道院の解散がもたらした土地投機は、地代をつり上げて農民を土地から追出す過程をはやめたが、年額二百ポンド以上の修道院領を手に入れた人の中にノーファク公やウォリック伯がいた(H. A. L. Fisher, *The Political History of England*, Vol. V, 1906, p. 88)。一五四六年にノーファク公が失脚した後、より下層のジェントリのあいだに、これらの土地が分散したのである。農民保護の看板をかかげたサマセット公でさえ、十日間に三度その持主をかえるほどの土地投機をおこなっていたのである(R. H. Tawney, *Agrarian Problem in the Sixteenth Century*, 1912, pp. 381-382)。

(5) 没収された修道院領をまず手に入れたのは、貴族であつたが、それらの土地は、しだいにより下層のジェントリの手に入ったとおもわれる。牧羊圈込みの主体となつたのは、おそらくこういうジェントリであつたようだ。レスターシャの例をあげると、一四八五年から一五五〇年までの囲込面積のうち、貴族が一二・一%、修道院(一五三九年まで)が一七・六%、地主層(squirearchy)が六七・五%を占めていた(W. G. Hoskins, *Essays in Leicestershire History*, p. 173, n. 2)。

攻撃者についてみよう。クロウリーの言葉によると、ジェントルマンは、農民が豊かになつて身のほどを知らないといふ非難している。これが誇張された表現であるとしても、事実、この反乱の指導者たちが、農民の中でもある程度の富と地位をもち、十分な理由がなければ、現にうけている利益を危険にさらすようなことは考えられない人びとであつたといわれる(V. C. H. p. 495)。ケット兄弟を別にしても、各郡を代表して州会を構成した人びとは、ピンドフによると、それぞれの地域で地位ある人びとであつた。たとえば、二十年前に星法院に対する農民の訴訟を

指導した膳本保有農、ヤーマスの囲込み地を開放しようとしたなめし草屋、サウスレップス Southrepps 村の村役人 (wickner or sub-reeve)、シップダム Shipdam の富裕な家族の一員と推定される人などがあげられている (Bindoff, op. cit. pp. 19-20)。

反乱の指導者となったロバート・ケットは、ワイモンダムの人のために皮をなめすマナーの権利をもつなめし草屋であり、その兄ウィリアムは、牧畜業者あるいは肉屋といわれ、同時に絹物商としてワイモンダムに店をもっていた (L. M. Kett, op. cit. pp. 56-57)。このように、かれらは、手工業者ないし商人であったが、年代記作者の語るところによれば、正確な面積はわからないが、相当の土地を保有しており、それぞれ年に五〇ポンドの金を土地に費やすことができ、千マーカーの動産をもっていたといわれる (Pollard, op. cit. p. 33; L. M. Kett, op. cit. p. 27)。十四世紀末から十五世紀初期のマナーの記録によると、ケット家の先祖は農奴であったとみられるが、その後百年、十五世紀末から十六世紀初期にかけての記録には、「ワイモンダムの主たる土地所有者」とよばれるジョン・ナイト通称ケット John Kryght alias Kett を見出すことができる (L. M. Kett, op. cit. p. 15)。ケット家とフラワデム家との反目は、一五二二年に死んだこのジョンが残した土地財産をめぐる、はじまったようである (ibid. pp. 17-18)。そして、ロバートの代には、ウォリック伯から、その三つのマナーの土地の主要な部分の保有をゆるめられていた (ibid. p. 57)。このように、ケット家は、農奴から出発し、土地をふやして農村のジェントルマンに成長しつつあった富裕な農民の姿を示している。ロバート自身も囲込みをおこない、農民の攻撃を誘発するだけの要因をもっていたのに、結局は農民の側にたつて、ウォリック伯と敵味方の関係になった事情は、必ずしも明白ではない。⁸⁾ かりにフラワデム家とケット家との、土地財産をめぐる私的な争いが、きっかけとなったのであるとしても、農民

をケット家との争いに利用しようとしたフラワデューが、その企てに失敗し、かえって、農民層のエネルギーを背景にしたケットが、自分の囲込みを放棄して農民の側にたったとき、両家の私的な争いは、もはや私的なものでなく、階級闘争の一環にくみこまれたのである。この闘争の中で、一方は、絶対王制の政治機構の末端につながる役人として、また反農民的地主勢力として農民に攻撃され、他方は、ジェントリに成長しつつありながら、まだ地主勢力に入りきれず、農民および手工業者として行動し、農民を指導することができたのである。¹⁰⁾

(6) 一三九七年、「領主の農奴(bondsmen)、ウィモンダムのリチャード・ケットならびにその息子ヒュー・ケットは、キング・スクロフトと称する囲込み地にある……ハニーカーに相当する自由保有地を……購入した(L. M. Kett, op. cit. p. 6)」。この時代に、農奴として、自由保有地を購入している事実が注目される。一四〇六年、「農奴の血筋である(bondsmen in blood)ヒュー・ケットが結婚の許可を得るため一時金十二ペンスを支払う」(ibid. p. 8)。

(7) 経済的地位は別として、当時のケット家の身分は、ヨーマンに近かったとおもわれる。ロバート自身は、なめし革屋とよばれたほかに、何の称号ももたなかったが、かれの弟や息子の代、つまり、十六世紀後半には、ケット家にヨーマンの称号をもつものが出てくる(L. M. Kett, op. cit. Pedigree)。

(8) L. M. ケットによると「ロバート・ケットは、ただしてもらわなければならないような個人的損害は全くうけていなかった。反乱に加わることとは、どうみても個人的利益になりえなかった」(ibid. p. 56)。ボラードによると、「ケットが民衆に同情したのか、または、かれが最近その列に加わった土地所有ジェントリに対する好みよりも、フラワデューに対する敵意の方が強かったのか——囲込みに反対する運動に身を投じた」(Pollard, op. cit. p. 33)。マンドェル・クレイトン Mandell Creighton によると、ケットは領主階級に属していたが、ただフラワデューが掠奪した教会に、ケット家が所属していたという「偶然によって人民の側になった」(D. N. B. Vol. XI, pp. 76-77)と説明されている。

(9) 修道院領のマナーを買って囲込んだサセックスのあるエスクワイアのつぎの言葉は、当時のジェントルマンの反農民的性格を、はっきり示している。「国王陛下が僧侶や修道士や尼僧の家屋をすべてとりおさえられたのを知らないのか。こんどは、

陛下に代って、われわれジェントルマンが、おまえたちのような貧乏人どもの家をとりにこわす番がまわってきたのだ」と(T. E. D. Vol. I. pp. 22-21)。

(四) その後、一五七一年に、ロバートの息子、ウィリアム・ケットは、サー・エドモンド・ウィンダムの息子ロジャー・ウィンドム Roger Wyndham のペイリンとして、ロジャーと一緒に成り上り、その土地の贍本保有農から土地をとり上げ、それを自分の領地にした。このばあいは、あきらかに、地主勢力の側について、農民にむかっていたといえる(H. A. L. Wyndham, op. cit. pp. 118-119.)。

富裕な農民の指導のもとに、闘争のエネルギーとなった主力は、農村における一般農民層と、手工業者を中心とする都市平民とから形成された。一万六千ないし二万人の部隊が動員されたということは、おそらく、郡の代表をおくらなかった西南部をのぞいて、ノーファクのほとんどこすべての民衆がたち上ったことを示すものであろう。ケットのように、土地をふやして豊かになった農民がいたということは、他の平面において、保有地のせまい小農民や小屋住農の広汎な存在を予想させるのであるが、入会地の囲込みによってもっとも大きな被害をうけたかれらこそ、当然、闘争のもっとも強い力となったであらう。ところで、農村の蜂起と呼応して、ノーリッチやヤーマスのような都市の内部でも蜂起が企てられたことは、すでにみたところである。また、反乱に加わったあるグループの職業別人数をみると、農民十七人、肉屋七人、仕立屋四人、なめし革屋二人、漁夫二人、粉屋二人、桶屋二人、靴屋二人、労働者二人、以下、宿屋、石工、パン焼職、船頭、帽子職、絹物商、ねずみ捕りが一人ずつというように、農民とならんで、手工業者をはじめ都市的要素が相当の比重を占めている例がある(Bundoff, op. cit. p. 26)。国王に提出された請願書(後述)には、手工業者や小商人から成る都市平民の独自の要求は反映していないけれども、都市の蜂起が、都市にあるものと入会地 Town Close を開放しようとしたことにもみられるように、かれらの行動は、

農民の反囲込み闘争と同じ性格をもっていたのである。また、当時、都市支配者層によるギルドの抑圧は、手工業者を都市から農村へ追いやりつつあったし、農村で農民の攻撃にさらされたジェントルマン層は、また同時に都市支配者層でもあったから、農民と手工業者は、いわば共通の敵にむかっていたのである。このように、反乱のエネルギーは、農民と都市平民の同盟によって形成されていたとみることができる。

(11) ノーファクのフォーンセット (Fornsett) マナーを例にとると、一五六五年の土地保有者一七五人のなかには、十五世紀の終り頃より謄本保有地をすこしずつ蓄積して農村のジェントリにかなえられるようになったものが若干みられ (一〇〇エーカー以上の保有者が二人)、他方、五エーカー以下の保有者が七九人で全体の四五・一%、一〇エーカー以下の保有者は六四%を占めていた (F. G. Davenport, *The Economic Development of A Norfolk Manor*, Appendix VI.)。ただこのばあいは、経営面が明らかでないから、このような保有地の分化だけでは、農業における賃労働・資本関係の形成を説明することはできない。むしろ、「ケットの反乱」から十数年たって、まだこのように多数の小土地保有農民が存在していたことは、農民からの土地とり上げ——土地清掃に対する、農民の抵抗の強さを示しているとみられるのではなからうか。もちろん、小土地保有農や小屋住農が、その生活にある程度賃労働に依存しなければならなかったろうことは想像できる。たとえば、一五二四——五年のレスターシャの例では、課税の対象となった人数のうち、二二%が賃金に課税され、しかも、地主による牧羊囲込みのはげしかったところほど、この割合が高かった (Hoskinsop, cit. p. 129.)。

三 農民層の要求

農民層が何を攻撃し何を要求していたかについては、農民軍がノリッジへむかう途中で明らかにした「反乱者の苦情」 (Clayton, *Leaders of the People*, pp. 225-227.) とハウスホールドをつくられた国王に対する「諸願書」 (E. E. H. pp. 247-250.) によって知ることができる。

「苦情」は、農民の土地保有が不安定な状態にあることを訴え、入会地や共同放牧地の囲込みを非難する。「土地の保有は、すべておえら方の思うままだ」、「これらど、欲なジェントルマンの誰かを怒らせようものなら、たちどころにその男は追放され、財産をうばわれ」る。「先祖がわれわれの苦しみをへらすため、またわれわれの子供たちのために残しておいてくれた共同放牧地がうばわれ、父祖の代に共有であつた土地に溝がほられ、垣がめぐられ、分割されている。放牧地は囲込まれ、われわれはしめ出される。」さらに、同じ人間でありながら、一方では雑草や木の根を食べているのに、他方ではど、欲な暮らしをしているという不平等を攻撃し、こんな極端な状態になつたからには、「垣をひきたおし、溝を埋め、誰でも共同放牧地に入れる道をつくらう」、かれらが「囲込んだ土地をみんなのものにしよう」と行動をよびかけ、「われわれは自由を欲し、万物の無差別（または平等な）利用を欲する」と宣言した。これにくらべると、「請願書」は調子がおだやかになると同時に、もっと広汎な要求を具体的に展開している。これを要約して整理すると、つぎのようになる。²⁾

一、農業上の要求（一部漁民の要求をふくむ）

〔囲込みについて〕

1、サフランの土地を囲込んだ人びとは、高い費用をかけているから、囲込み立法でかれらに損害をあたえないこと、そして今後はこれ以上囲込みをしないこと。

〔地代、一時金などについて〕

2、マナーの領主が負担すべき地代を自由保有農に支払わせるのは正しくない。

5、草地、牧草地をヘンリ七世第一年（すなわち一四八五年）の価格にすること。

6、国王陛下から保有をうけている沼地は、すべてヘンリ七世第一年の価格にすること。

9、領主^{ロード}が支払うべき地代^{地代}は、農民^{デナマン}が支払うのではなく領主がベイリフに支払うべきこと。

14、贍本保有地の法外な地代をヘンリ七世第一年の状態にもどすこと、農民が死んだり土地を売ったりする時には、去勢鶏とか、高くない額の、らくに払える一時金^{フアイン}をその土地に課すること。

21、マナーの領主が頻りに土地を買い、それをふたたび貸付けて大きな利益をあげ、貧民を破滅させるのは法に反する。

25、自分のマナーをもっている人が、他の領主のベイリフにならないこと。

〔入会地 commons の放牧について〕

2、マナーの領主は入会地で放牧しないこと。

11、自由保有農と贍本保有農が入会地で放牧して利益をあげ得ること、領主は入会地で放牧してはならない。

13、誰でも入会地を利用して利益をあげることができるようにすること。

29、貴族、ナイト、エスクワイア、ジェントルマンで土地からの年収が四〇ポンドあるものは、家族の食糧用以外に牡牛や羊を飼養しないこと。

〔その他〕

7、王国内のブッシュを一定の基準つまり八ガロンにしてほしい。

10、ナイトまたはエスクワイア以下のものは、誰も昔からの慣習以外に鳩舎をつくらないこと。

16、神が貴重な血を流して万人を解放されたのだから、すべての農奴は解放されること。

17、漁業と通行のための河川の自由な利用。

19、貧しい漁夫や水夫が、いるか、しやち、鯨などの利益を全部手に入れ得ること。

23、「欠」以下のものは、自由保有地や贍本保有地で、柵を設けずに兎を飼ってはいけない。

二、役人に対する要求

12、feodary（後見裁判所の州代表）がその職を利用して誰かの相談相手になるべきではない。良心ある人が毎年庶民によって選出されること。

18、年四〇ポンド以上の陛下の土地を保有しない限り、土地没収官や feodary による土地財産の調査を要求されるべきではない。

24、誰も児童を後見する権利を売ってはならない、児童が成年になれば結婚は自分でえらぶこと、ただし国王の後見のみは例外。

27、ヘンリ七世第一年以降、治安判事、州長官、土地没収官その他の役人によって、立派な法律、法令、布告が、貧しい庶民に対してかくされていた、これをあらためるため、貧しい庶民がえらんだ委員または陛下と陛下の顧問官が任命した委員に特許状と權威をあたえること。

28、陛下と陛下の庶民を立腹させた役人は、ここに集まった貧しい庶民に一日四ペンスを支払うこと。

三、僧侶に対する要求

4、僧侶は土地を買わないこと、今所有している土地は俗人に貸出すこと。

8、教区民に説教のできない教区牧師は僧職からのぞき、別の人をえらぶこと。

15、僧侶は高官のお抱えにならず教区民に神のおきてを説くこと。

20、年十五ポンド以上の僧祿をうけている教区牧師は、教義問答や祈禱書を教区の子供に教えること。

22、財産のある教区牧師は、貧しい教区民との紛争をさけるため、ノーブル貸八ペンスの支払いをもって、現在受取っている十分の一税全部が払いこまれたものとする。

(1) ヴツヤットの歴史家セミュノフは、「苦情」を、もともと貧しい農民層の要求とみている (W. F. Semjonow, Geschichte des Mittelalters, Berlin, 1952, S. 359.)。そうすると、「苦情」から「請願書」への変化は、農民軍の勢力が拡大した結果、富裕な農民の指導と影響のもとに、全農民層の要求がまとめられたとみることもできよう。

(2) 各項目の番号は、「請願書」に記された順序を示す。なお、第二六項の意味がわからなかったのが、原文は「ぎの通りである。We pray that no lord Knight nor gentleman shall have or take in farm any spiritual promotion, castleward rent, blanch farm, office land の支払があげられてゐる。castleward rent は、城を守る軍役奉仕義務の金納化されたもの、blanch farm は銀で支払う地代、office land の支払いは不明であるが、おそらく、下級領主の上級領主または國王に対する支払義務と思われる。

(4) この項目は、表現のしかたまで、ドイツ農民戦争の、農民の十二ヶ条の第三条に酷似している (エンゲルス『ドイツ農民戦争』岩波文庫、大内力訳、二二〇—二二頁)。したがって、ドイツ農民戦争がイングランドにも影響をおよぼしていたことをみとめることができる。

右の各項目の中には僧侶に対する要求がいくつかあるが、それも宗教内容にたちいるものではない。したがって、この反乱が、「恩寵の巡礼」や同じ年の西部の反乱⁵⁾とちがって、宗教改革に反対する運動というかたちをまとうていなかったことは明らかである。

(5) これは、デヴォンやコーンウォールにおこったもので、一五四九年に採用された新しい祈禱書の強制に反対した。この反乱

を指導したのは、農村のジェントルマン、都市の上流市民、僧侶であったが、エネルギーとなった大衆は農民であった (Pollard, *op. cit.* pp. 25-28.)

役人に対する要求には、農民がチェーダー絶対王制に対して抱いていた信頼あるいは幻想と、その政府の政治機構につながる地方官吏に対する憎しみが同時にあらわれている。「治安判事、州長官、土地没収官その他陛下の役人」そのものが、貴族、ナイト、ジェントルマンなどの土地所有階級によって占められていたのであるから、サマセット公の任命した囲込み調査委員会が活動しなかったのも当然であった。むしろ、かれらは、自分たちの利益をはかるために、後見裁判所をはじめ絶対王制の機構を積極的に利用していたのであって、役人に対する要求は、農業上の要求と同じ対象にむけられているのである。

(6) 後見裁判所のヨークシャの一役人は、ある夫人に手紙を書いて、彼女の娘を後見する権利を手に入れたから、今後、勝手に娘の結婚約束をするなど述べ、ただし、合理的な価格でその権利を譲渡する用意があると附加えた (J. Hurstfield, *Corruption and Reform under Edward VI and Mary: The Example of Wardship*; in *English Historical Review*, Jan. 1953, p. 34.)。また、ラティマー Lathier は、一五四九年三月の説教で、「子供を結婚させる後見の権利を盗みとるという話がある。これは奇妙な盗みだ。しかし、かれらが盗むのは、後見の権利ではなくて土地なのだ」といっている (*Ibid.* p. 32.)。

農業上の要求は数多いが、地代・一時金の軽減と入会地利用権の確保が中心になっているようである。十五世紀には貨幣地代が一般的に成立していたが、農民が「ヘンリ七世第一年」の地代にもとすように要求しているのは、当時の貨幣地代が、農民の手もとに剰余労働部分を確保し、農民自身のイニシアティブで商品生産を推進する可能性をあたえたからにほかならない。つまり、この可能性は、封建地代の解消形態としての貨幣地代が土地を自由に農民の所有にかえる方向で解消される可能性であった。農民側のこのような動きを前提として地主階級の対応が

はじまつたのである。かれらはマナーの慣習を無視しても地代や一時金をつり上げ、そうすることによって、貨幣価値の下落による損害を農民へ転嫁したのである。のみならず、毛織物業の発展にともなう羊毛需要の増大に刺激された牧羊経営は、土地所有者に対して、農民追放の積極的な根拠をあたえた。解散された修道院領が売買、贈与される過程は、こうした動きにさらに拍車をかけた。農民の土地保有権は不安定になり、入会地の利用権はおびやかされた。大多数の農民にとって、入会地は、牧草地としても家畜の放牧地としても、農民経営を維持する必要不可欠の部分であつたのだから、これをうばわれることは農民経営の破滅を意味した。こうして、土地所有者が、農民から土地をとり上げたあとで、自ら牧羊経営を行うか、それとも高い地代を支払うことのできる借地農に貸付けるか、どちらにしても、結果は農民追放にもついで封建地代を解消させる方向を指向している。したがって、農民の要求の中心は、事実上、農民による自由な土地の所有にあり、農民の攻撃の中心は、資本関係の前提条件をうみ出すために、農民を土地から切り離そうとする地主的「土地清掃」に対してむけられていたのである。かれらが、マナーの慣習を復活させることを要求しているからといって、この闘争が反動的であつたとはいえない。農民が慣習にたよって共同体的諸権利をまもるのは、農民経営そのものを破壊からふせぐためであつて、封建的搾取の復活強化をのぞんでいるのではないことは明白である。第一項の囲込みに関する要求は、トニーの解釈にしたがうと (E. E. H., p. 248, n. 1; Tawney, *Agrarian Problem*, op. cit. pp. 47-137, p. 335, n. 2) 農民自身が耕作改良のためにおこなつていた小規模囲込みの保護を求めているのであつて、領主またはその借地農による牧羊囲込みと対立する。このような農民自身の囲込みは、農民が古い慣習にもとづく開放耕地制を自ら修正しつつ、農民的土地所有を前進させていることを示している。ブッシェルの基準を一定せよということは、このような農民が穀物の商品生産

を背景にして、度量衡を統一せよという要求とみることができよう。また、こうした農民の中からこそ闘争を指導した富裕な農民が形成されたのであって、かれらは、自ら労力と費用をかけてきずいた経営をまもるためにも農民層の指導力となったのである。

- (7) トーニーは、「要求の性格について、古いマナーの慣習を復活させようとするもので保守的な性格が著しいとのべ」(Tawney, *Agrarian Problem*, p. 337)。ランドンは、農村における資本主義の発展を阻害する過激な綱領であるといっている(Bindoff, *op. cit.* p. 9.)。

- (8) 農民自身の囲込みが耕作用に限られていたとはいえない。たとえば、当時のある対話篇の農民の言葉によると、「かつては自分の鋤を二つも三つもあるいは四つももっていたわたしの仲間たちの中には、その鋤をひく馬を手放してしまったものが幾人もいます。……そうしてかれらは、耕地の一部ないしは全部を放牧地にかえ、その結果、たいそう豊かになりました。また、毎日のように土地の一部を囲込んで放牧地とする百姓もいます。だから、わたしたちの土地が共同耕地でたがいにくりくんでいるということがなかったら、わたしたちの耕地は、ずっと以前に、村中のみんなの同意をえて囲込まれていたことでしょう」(Lamond, *A Discourse of the Common Weal*, p. 56)。だからこそ、かれらは、「自分たちの近くにある隣人の土地を買入れたり、または、隣人とのあいだで、こつちの何エーカーとむこうの何エーカーとを交換する、というやり方」で散在耕地制を修正して「自分たちの土地をみんなひとまとめにして、それを囲込」(Ibid. p. 124)んでいたのである。

- (9) 「請願書」の第一項参照。また、一五五〇年に、あるエスクワイアに占有を禁止された贖本保有地の保有権回復を請願したウィモンダムのヨーマンはつぎのようにのべている。「たいへんな骨折りと費用と負担をかけて、その土地の株をほりおこし、排水し、溝を設けて上記二〇エーカーを改良し、……譲渡されたときとくらべて、はるかに立派な土地にした……」(E. E. H. pp. 234-241.)

十五世紀には、貨幣地代が一般的に成立していたのであるから、一三八一年当時とちがって、農奴解放の要求は、基本的な要求とは考えられない。しかし、十六世紀に農奴が全く姿を消したわけではない。たとえば、フオーンセ

ット・マナーでは、一四〇〇年に十九家族いた農奴が、一五〇〇年に八家族、一五二五年に五家族、一五五〇年に三家族となり、ようやく一五七五年に消滅した (Davenport, A Norfolk Manor, p. 88.)。しかも、この年にエリザベス女王によっておこなわれた農奴解放は、農奴を自由な土地所有農民にするのではなく、農奴に解放状態を高く売りつけることが目的であった。¹⁰⁾このような解放は、法外な解放上納金を支払うことのできない農奴を、土地から解放することになったであろう。農民が要求したのは、このような解放ではなく、自由な土地の利用にもとづく解放であった。そのことを、かれらは「苦情」の中で、「われわれは自由を欲し、万物の無差別平等な利用を欲する」と述べていたのである。

(10) 一五七五年、エリザベス女王は、三百人の農奴を解放し、その解放上納金をサー・ヘンリー・リー Sir Henry Lee にあたえたので、リーはこの仕事を請負い、農奴に解放を強要した。解放状は「いくばくかの貨幣額」とひきかえに出されたが、ノールンセットの例では、その額が一三〇ポンドに達したと推定される (Davenport, op. cit, pp. 90, 92.)。

むすび

十五世紀後半のバラ戦争は封建大諸侯の力を弱め、さらに修道院の解散は封建的大教会領主に打撃をあたえた。かれらに代ってテューダ！絶対王制のもとに登場してきたジェントリは、牧羊圈込みという形態をとって、資本主義のための地主的「土地清掃」をはじめた。このような、資本関係の前提条件をつくるための、農民からの土地収奪に対して、富裕な農民の指導のもとに、農民層は全体として、都市平民とともにたたかった。かれらは農民の土地保有を確保し、農民経営を発展させるためにたたかったのである。このように、「ケットの反乱」は、十五世紀

末からはじまる本源的蓄積の過程において、資本主義の発展をめぐって対抗する地主勢力の利害と農民の利害とが激突した闘争であつたと考えられる。しかし、農民軍は、その行動において絶対王制の役人を攻撃し、その軍隊とたたかいながら、エドワード六世や枢密顧問官が自分たちの味方であるかのような幻想を最後まですてきれなかつた。かれらはノリッジを攻撃したがロンドンへは進まず、ノーファク州の中では大きな規模と組織をもちながら、同じように動揺していた他の諸州とのつながりはほとんどなかったようである。したがって、この時期にさしも広汎にひろがっていた諸州の蜂起も各個に撃破されてしまったのである。ところで、他方、チューダー政府の側も、ウォリック伯がノーファクのジェントルマンをなだめたように、農民層を土地から完全に切離して絶滅することとは、その存立基盤そのものを破壊することになるという限界をもっていた。つまりチューダー絶対王制は二つの側面をもっていたのであつて、サマセット公によつて示されたように、農業と農民を維持するために、反団込み政策も必要とした。しかし、そのためにジェントリを犠牲にして農民を甘やかすことはできなかった。また農民の蜂起は徹底的に弾圧しなければならなかったが、だからといって農民を絶滅することも行過ぎであつた。だからこそ、一五四九年の闘争には敗北した農民層も、十六世紀から十七世紀へかけて、くりかえし闘争を展開し、ブルジョア革命のエネルギーを形成してゆくのであるが、このブルジョア革命の前身をなす農民闘争の発展を一そう明確に把握するためには、イギリス絶対王制のもとにおける経済構造と階級関係とが、さらに明らかにされねばならない。

附記 本稿脱稿後、邦語文献として、里見利和『ケットの農民一揆について』（大阪大学『経済学』第六卷第一号）を讀む機会をえたが、本文に参照することができなかったことをおこわりしておく。